

課題別研修「証券取引所整備（A、B）」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書（様式 1）の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた証券取引所や同監督管理機関の職員が、日本の証券取引所の役割や機能の理解を深め、各国の上場管理・市場運営・売買取引管理制度等の改善案を検討・策定するために必要な研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社日本取引所グループ（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、東京証券取引所グループと大阪証券取引所が 2013 年 1 月に経営統合して誕生し、グループ全体で、取引所金融商品市場の開設・運営に係る事業を行っています。

具体的には、株券等有価証券の売買、デリバティブ商品の取引を行うための市場施設の提供、相場の公表、売買等の公正性の確保に係る業務、有価証券債務引受業等を行う体制を整えており、有価証券等の上場、売買、清算・決済から情報配信に至るまで総合的なサービス提供を行う、日本最大の証券取引会社です。

特定者は CSR の一環として国際協力にも積極的に取り組んでおり、1990 年代から東アジア諸国の資本市場、証券市場の発展に寄与するため、各国の証券取引所職員等を研修で受け入れています。研修では、金融庁、証券会社など関係機関の訪問を交えながら、コーポレート・ガバナンスや証券取引所の役割、日本の証券市場、上場・売買制度、売買審査制度などの自主規制機能などについて、講義をしており、本研修においてもこれらの調整・手配が可能と考えられます。

以上のことから、以下「2. 応募要件」を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1) 業務名：

課題別研修「証券取引所整備（A、B）」コース研修委託業務

(2) 担当部署：

JICA 東京 産業開発・公共政策課

(3) 業務内容：

別添「研修委託業務概要」参照

(4) 研修コース実施期間：

(A) 2019 年 10 月下旬から 2019 年 11 月上旬まで（予定）

(B) 2019年11月中旬から2019年12月上旬まで(予定)

(5) 契約履行期間:

2019年9月上旬から2020年2月上旬まで(予定)

(研修開始前1ヵ月、終了後2ヵ月を想定)

2. 応募要件

(1) 基本的要件:

① 公示日において、平成31・32・33年(令和01・02・03年)度全省庁統一資格の競争参加資格(以下「全省庁統一資格者」という。)を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。

以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の経験・要件を有すること。

- ①案件受託上の条件として、2019年度案件を第一回目として受託し、2021年度まで計三回、同一案件を受託可能であること。なお、2019年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2021年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結する。
- ②業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④金融規制関連の研修（講義/演習等）を実施した経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2019年7月2日（火）16:00まで
	提出場所	(独)国際協力機構東京センター産業開発・公共政策課
	提出書類	下記、※参照のこと。
	提出方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録の残るものに限る）

		<p>する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 16:00 まで（12:30 から 13:30 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。）</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成 31・32・33 年（令和 01・02・03 年）度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書（様式 2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）

(2) 審査結果の通知	通知日	2019 年 7 月 5 日（金）
	通知方法	メールで連絡、オリジナルは後日郵送
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	(独) 国際協力機構東京センター産業開発・公共政策課
	請求方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録ののこるものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 16:00 まで（12:30 から 13:30 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。）
	請求締切日	2019 年 7 月 19 日（金）
	回答予定日	2019 年 7 月 25 日（木）
	回答方法	郵送

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。

- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3.(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

①公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

課題別研修「証券取引所整備（A、B）」

研修委託業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

課題別研修「証券取引所整備（A、B）」

(2) 背景

1997年のアジア金融危機を大きな契機として、アジア各国においては金融システム安定化のため世界的にも高い貯蓄率を証券市場経由で活用しようとする試みが本格的に取り組みられており、通貨危機以前の間接金融依存型の金融システムから直接金融型システムへの資金供給チャネルの多様化が図られているなか、証券市場の整備は各国における重要な政策課題の一つに位置づけられている。

直接金融においては、資金の需要者がその情報と将来見通しを正しく開示し、これらを評価のうえ供給者が資金を提供する場である証券市場を整備・拡充する必要があり、そのためには各国の状況に合わせて適時に順序立てて政策を立案・実行していく必要がある。

上記を踏まえ、世界でも有数の規模を有する我が国の証券取引所の経験や現状等の共有を通じ、アジア各国の証券市場の健全な発展に協力する意義は大きく、JICAは2005年度から2018年度にかけてアジア地域の証券取引所整備にかかる研修を実施した。

しかしながら、アジア域内における証券取引所整備を含めた金融分野での協力ニーズは依然として高いことから、引き続きアジア各国の証券取引所の発展を支援する研修を実施することとなった。

(3) 研修目標

【証券取引所職員向け】

取引所における上場管理・市場運営・売買取引管理制度等の改善のためのアクションプランが作成され、帰国後、関係機関において共有される。

【監督管理機関職員向け】

証券取引所の上場管理・市場運営・売買取引管理にかかる制度整備推進のためのアクションプランが作成され、帰国後関係機関において共有される。

(4) 単元目標

以下の各単元目標の達成を通じて、前述の研修目標が達成される。

1. 日本における証券市場発展の枠組みを他国との比較と共に理解する。

2. 日本における証券取引所の役割と機能について理解し、各国における問題点を整理する。
3. 日本の証券市場における関連機関の役割を理解する。
4. 投資家育成のための環境整備と、今後の取り組みについて整理する。
5. 自国において優先度の高い課題について整理・検討後、課題解決のためのアクションプランを作成し、帰国後関係機関において共有する。

(5) 技術研修期間（2019年度）（予定：来日帰国日含まず）

(A) コース：2019年10月24日から2019年11月7日まで

(B) コース：2019年11月25日から2019年12月5日まで

(6) 研修員人数・対象国

①定員

(A) 10名 (B) 8名

（応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり）

②研修対象国（予定）

(A) カザフスタン、パプアニューギニア、ベトナム、モンゴル

(B) ミャンマー

(7) 研修員に求められる資格要件（原則）

① (A) 証券市場にかかる職務の経験年数が3年以上

(B) 証券市場にかかる職務の経験年数が8ヵ月以上

②証券取引所の職員もしくは、証券取引監督機関の職員。

* 毎年、必要に応じ見直す予定。

(8) 研修使用言語

(A) 英語 (B) ミャンマー語

（*当該言語での通訳（研修監理員）を配置予定。）

(B) に関しては、教材は英語で準備。通訳（研修監理員）の使用言語はミャンマー語。

(9) 研修コース構成

研修は以下の各プログラムから構成されている。

① 「事前プログラム（来日前1ヵ月間）

自国における証券取引の課題を分析したジョブレポートを各自が作成する。

② 研修附帯プログラム（来日後）

1) 集合ブリーフィング（来日の翌日）

来日事務手続き、保険加入のための手続きや銀行口座、手当の説明等を JICA が行う。（0.5 日間）

2) プログラムオリエンテーション（通常集合ブリーフィングの後）

本邦プログラムや各人への期待について JICA と協力して研修員へ説明する。（1 時間程度）

3) ジェネラルオリエンテーション

（通常、ブリーフィングの翌日。ただし、実施がない場合も有）

日本の政治・行政、経済、文化・社会についての講義を JICA が行う。

4) 評価会、閉講式（技術研修の最終日）

研修内容につき、研修員より評価を聴取するとともに意見交換する。（1 時間程度）

③ 本邦プログラム（技術研修期間）

上記 1.（3）および 1.（4）に挙げた案件目標、単元目標を達成するため、以下の内容を組み合わせて講義、視察、演習などにより研修を実施する。

1) 研修項目（案）

本邦研修における想定される研修項目は次のとおり

項目	具体的な内容案
1.（単元目標 1） 日本における証券市場発展の枠組みを他国との比較と共に理解する。	日本の経済、証券市場概要など
2.（単元目標 2） 日本における証券取引所の役割と機能について理解し、各国における問題点を整理する。	上場制度、取引制度、市場情報、取引所システム、決済制度など
3.（単元目標 3） 3. 日本の証券市	証券取引所の視察など

項目	具体的な内容案
場における関連機関の役割を理解する。	
4. (単元目標 4) 4. 投資家育成のための環境整備と、今後の取り組みについて整理する。	証券教育など
5. 自国において優先度の高い課題について整理・検討後、課題解決のためのアクションプランを作成し、帰国後関係機関において共有する。	ジョブレポート発表、アクションプラン発表など

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- ①日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ②研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④コース評価要領の作成
- ⑤研修員選考への協力
- ⑥JICA 東京その他関係機関と連絡・調整
- ⑦研修監理員（通訳）との調整、確認
- ⑧プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑨研修の運営管理とモニタリング
- ⑩研修員の技術レベルの把握
- ⑪各種発表会の実施への協力

- ⑫研修員作成の各種レポートの分析・評価のとりまとめ
- ⑬研修員からの技術的質問への対応
- ⑭評価会への出席、実施補佐
- ⑮閉講式への出席、実施補佐
- ⑯反省会への出席
- ⑰講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等）の実施に関する事項

- ①講師の選定・確保
- ②講師への講義依頼文書発出
- ③講義室及び使用資機材の確認
- ④講義テキスト、資機材、参考資料の準備（翻訳を含む）・確認、著作権利用許諾範囲の確認
- ⑤講義テキスト、参考資料のCD-ROM化
- ⑥講義実施時の講師への対応
- ⑦講師謝金の支払い
- ⑧講師への旅費及び交通支払い
- ⑨講師もしくは所属先への依頼状・礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ①視察先の選定・確保と依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ②視察先への引率
- ③研修旅行の調整
- ④視察謝金等の支払い
- ⑤視察先への礼状作成と送付

(4) 事後整理に関する事項

- ①業務完了報告書の作成（教材の著作権処理報告含む）
- ②経費精算報告書の作成
- ③資材資料の返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、契約履行期間内に提出する。

4. その他

(1) 研修旅行

1日の行程が100kmを超えて移動する旅行に関して、次を対象にした経費を計上していただく予定です。

・講師又は研修受託機関又は研修実施機関の関係者の同行者（1名まで）の研修旅行費（交通費、日当、宿泊費）

(2) 近距離交通費

1日の行程が100km未満の移動については、外部講師および協力機関の関係者を対象に交通費を積算可能です。なお、研修委託契約の業務人件費の対象者が、100km未満の旅行に同行される場合は、計上の対象となりません。

(3) 教材

教材（講義テキストの作成、翻訳、印刷製本を含む）調達に関する経費を計上いただくことが可能です。

(4) 宿泊

研修員、研修受託機関同行者、研修監理員分の宿泊手配は当機構が行います。

(5) その他

本業務概要は予定段階のもので、詳細について変更される可能性もあります。

(6) アクティブラーニングの導入

受け身の研修ではなく、研修員自身が積極的に研修に関与する場を提供する。例えば日直当番を設け、日直を中心に、日ごとの振り返り時間を設けることによって、研修員同士の学びや気づきを促進し、意見交換を活発に行う場を研修中に適宜設けるなど検討していただきます。

2019 年 月 日

公募参加確認書（例）

独立行政法人 国際協力機構
東京センター契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 （法人番号）
（所在地）
（貴社名）
（代表者役職・氏名） 印

『課題別研修「証券取引所整備（A、B）」に係る参加意思確認公募について』に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

・平成 31・32・33 年（令和 01・02・03 年）度全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）

以上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

2019 年 月 日

公募参加確認書（例）

独立行政法人 国際協力機構
東京センター契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 （法人番号）
（所在地）
（貴社名）
（代表者役職・氏名） 印

『課題別研修「証券取引所整備（A、B）」に係る参加意思確認公募について』に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その 3 の 3）
- ・ 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）

以上